

1～3 (略)

4 都道府県知事が申請を却下し、申請の全部若しくは一部について不許可をし、又は条件を付して許可する場合は、指令書の末尾に次のように記載する。

〔「教示」〕

1 この処分に不服があるときは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第255条の2第1項の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、審査請求書（行政不服審査法（平成26年法律第68号）第19条第2項各号に掲げる事項（審査請求人が、法人その他の社団若しくは財団である場合、総代を互選した場合又は代理人によって審査請求をする場合には、同条第4項に掲げる事項を含みます。）を記載しなければなりません。）正副2通を農林水産大臣に提出して審査請求をすることができません。

なお、審査請求書は、都道府県知事を経由して農林水産大臣に提出することもできますし、また、直接農林水産大臣に提出することもできますが、直接農林水産大臣に提出する場合には、〇〇市〇〇町〇〇番地〇〇農政局長（沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長）に提出して下さい。

（留意事項） 北海道にあっては、下線の部分は記載しないこと。

2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、都道府県を被告として（訴訟において都道府県を代表する者は知事となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができません。

なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。〕

1～3 (略)

4 都道府県知事が申請を却下し、申請の全部若しくは一部について不許可をし、又は条件を付して許可する場合は、指令書の末尾に次のように記載する。

〔「教示」〕

1 この処分に不服があるときは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第255条の2の規定により、この処分があったことを知った日から60日以内に（処分があったことを知った日の翌日から起算します。）に、審査請求書（行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第15条に規定する事項を記載しなければなりません。）正副2通を農林水産大臣に提出して審査請求をすることができません（なお、処分があったことを知った日から60日以内であっても、処分の日から1年を経過したときは審査請求をすることはできません。）。なお、審査請求書は、都道府県知事を経由して農林水産大臣に提出することもできますし、また、直接農林水産大臣に提出することもできますが、直接農林水産大臣に提出する場合には、〇〇市〇〇町〇〇番地〇〇農政局長に提出して下さい。

（留意事項） 北海道にあっては、下線の部分は記載しないこと。

2 この処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する裁決があったことを知った日から6か月以内（裁決があったことを知った日の翌日から起算します。）に、都道府県を被告として（訴訟において都道府県を代表する者は知事となります。）、提起することができません（なお、処分についての審査請求に対する裁決があったことを知った日から6か月以内であっても、裁決の日から1年を経過したときは処分の取消しの訴えを提起することはできません。）。

3 この処分の取消しの訴えは、農地法第54条の規定により、この処分についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。

この場合においては、処分の取消しの訴えは、処分があったことを知った日から6か月以内（処分があったことを知った日の翌日から起算します。）に提起することができません（なお、処分があったことを知った日から6か月以内であっても、処分の日から1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することはできません。）。

① 審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき。

② 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避ける

5 指定都市の長が申請を却下し、申請の全部若しくは一部について不許可をし、又は条件を付して許可する場合は、指令書の末尾に次のように記載する。

〔教示〕

1 この処分に不服があるときは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第255条の2第1項の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、審査請求書（行政不服審査法（平成26年法律第68号）第19条第2項各号に掲げる事項（審査請求人が、法人その他の社団若しくは財団である場合、総代を互選した場合又は代理人によって審査請求をする場合には、同条第4項に掲げる事項を含みます。）を記載しなければなりません。）正副2通を都道府県知事に提出して審査請求をすることができません。

2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、指定都市を被告として（訴訟において指定都市を代表する者は市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができません。

なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。〕

ため緊急の必要があるとき。

③ その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。〕

5 指定都市の長が申請を却下し、申請の全部若しくは一部について不許可をし、又は条件を付して許可する場合は、指令書の末尾に次のように記載する。

〔教示〕

1 この処分に不服があるときは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第255条の2の規定により、この処分があったことを知った日から60日以内（処分があったことを知った日の翌日から起算します。）に、審査請求書（行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第15条に規定する事項を記載しなければなりません。）正副2通を都道府県知事に提出して審査請求をすることができません（なお、処分があったことを知った日から60日以内であっても、処分の日から1年を経過したときは審査請求をすることができません。）。

2 この処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する裁決があったことを知った日から6か月以内（裁決があったことを知った日の翌日から起算します。）に、指定都市を被告として（訴訟において指定都市を代表する者は市長となります。）、提起することができません（なお、処分についての審査請求に対する裁決があったことを知った日から6か月以内であっても、裁決の日から1年を経過したときは処分の取消しの訴えを提起することはできません。）。

3 この処分の取消しの訴えは、農地法第54条の規定により、この処分についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。

この場合においては、処分の取消しの訴えは、処分があったことを知った日から6か月以内（処分があったことを知った日の翌日から起算します。）に提起することができます（なお、処分があったことを知った日から6か月以内であっても、処分の日から1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することはできません。）。

① 審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき。

② 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

③ その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。〕

様式例第10号の2

農地（採草放牧地）賃貸借契約書

賃貸人及び賃借人は、農地法の趣旨に則り、この契約書に定めるところにより賃貸借契約を締結する。

この契約書は、2通作成して賃貸人及び賃借人がそれぞれ1通を所持し、その写し1通を〇〇農業委員会に提出する。

平成 年 月 日

賃貸人（以下甲という。）

住所
氏名

印

賃借人（以下乙という。）

住所
氏名

印

1～12 (略)

(記載要領)

1～3 (略)

4 「農地を適正に利用していない」とは、農地法第4条及び第5条に違反しているもの、農地法第32条第1項第1号に該当する場合等とします。

5～9 (略)

別表1～3 (略)

様式例第12号の1～12 (略)

様式例第13号の1

利用意向調査書

平成 年 月 日

住所
氏名

殿

農業委員会会長

印

下記農地は、現に耕作の目的に供されておらず、かつ、引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる（その農業上の利用の程度がその周辺の地域における農地の利用の程度に比し著しく劣っていると認められる）ことから、農地法第32条第1項の規定に基づき利用意向調査を行いますので、別添の「農地における利用の意向について」に必要事項を記入の上、〇月〇日(注)までに同封の返信用封筒にて返送してください。

様式例第10号の2

農地（採草放牧地）賃貸借契約書

賃貸人及び賃借人は、農地法の趣旨に則り、この契約書に定めるところにより賃貸借契約を締結する。

この契約書は、2通作成して賃貸人及び賃借人がそれぞれ1通を所持し、その写し1通を〇〇農業委員会に提出する。

平成 年 月 日

賃貸人（以下甲という。）

住所
氏名

印

賃借人（以下乙という。）

住所
氏名

印

1～12 (略)

(記載要領)

1～3 (略)

4 「農地を適正に利用していない」とは、農地法第4条及び第5条に違反しているもの、農地法第30条第3項1号に該当する場合等とします。

5～9 (略)

別表1～3 (略)

様式例第12号の1～12 (略)

様式例第13号の1

利用意向調査書

平成 年 月 日

住所
氏名

殿

農業委員会会長

印

下記農地は、現に耕作の目的に供されておらず、かつ、引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる（その農業上の利用の程度がその周辺の地域における農地の利用の程度に比し著しく劣っていると認められる）ことから、農地法第32条第1項の規定に基づき利用意向調査を行いますので、別添の「農地における利用の意向について」に必要事項を記入の上、同封の返信用封筒にて返送してください。

(注)1月未までの範囲で設定すること。

記

1～3 (略)

(記載要領)

1・2 (略)

(削る。)

農地における利用の意向について

(略)

様式例第13号の2～12 (略)

様式例第13号の13

農地中間管理権の裁定通知書

住所
氏名

殿

都道府県知事 印

番
平成 年 月 日

農地法第39条第1項の規定により、下記農地に農地中間管理権を設定する裁定をしたので、同法第40条第1項の規定に基づき、下記のとおり通知します。

記

1～3 (略)

(教示)

1 この処分に不服があるときは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第255条の2第1項の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、審査請求書（行政不服審査法（平成26年法律第68号）第9条第2項各号に掲げる事項（審査請求人が、法人その他の団体若しくは財団である場合、総代を互選した場合又は代理人によって審査請求をする場合には、同条第4項に掲げる事項を含みます。）を記載しなければなりません。）正副2通を農林水産大臣に提出して審査請求をすることができます。

(新設)

記

1～3 (略)

(記載要領)

1・2 (略)

3 別添「農地における利用の意向について」の用紙の大きさは、日本工業規格A4とし、返信用封筒を同封すること。

農地における利用の意向について

(略)

様式例第13号の2～12 (略)

様式例第13号の13

農地中間管理権の裁定通知書

住所
氏名

殿

都道府県知事 印

番
平成 年 月 日

農地法第39条第1項の規定により、下記農地に農地中間管理権を設定する裁定をしたので、同法第40条第1項の規定に基づき、下記のとおり通知します。

記

1～3 (略)

(教示)

1 この処分に不服があるときは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第255条の2の規定により、この処分があったことを知った日から60日以内（処分があったことを知った日の翌日から起算します。）に、審査請求書（行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第15条に規定する事項を記載しなければなりません。）正副2通を農林水産大臣に提出して審査請求をすることができます（なお、処分があったことを知った日から60日以内であっても、処分の日から1年を経過したときは審査請求をすることはできません。）。なお、審査

なお、審査請求書は、都道府県知事を経由して農林水産大臣に提出することもできずし、また、直接農林水産大臣に提出することもできますが、直接農林水産大臣に提出する場合には、〇〇市〇〇町〇〇番地〇〇農政局長（沖繩県にあつては内閣府沖縄総合事務局長）に提出してください。（留意事項）北海道にあつては、下線の部分は記載しないこと。

2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内に、都道府県を被告として（訴訟において都道府県を代表する者は知事となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができず。

なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する判決があつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができず。

3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決）があつた日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決）があつた日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

（記載要領）（略）

様式例第13号の14～17

様式例第13号の18

措置命令書

住所
氏名

殿

平成 年 月 日
番 号

市町村長 印

請求書は、なるべく地方農政局長（〇〇市〇〇町〇〇番地）を経由して提出してください。

2 この処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する判決があつたことを知つた日から6か月以内（判決があつたことを知つた日の翌日から起算します。）に、都道府県を被告として（訴訟において都道府県を代表する者は知事となります。）、提起することができず（なお、処分についての審査請求に対する判決があつたことを知つた日から6か月以内であっても、判決の日から1年を経過したときは処分の取消しの訴えを提起することはできません。）。

3 この処分の取消しの訴えは、農地法第54条の規定により、この処分についての審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することができませんが、次の①から③までのいずれか後に該当するときは、審査請求に対する判決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができず。

この場合においては、処分の取消しの訴えは、処分があつたことを知つた日から6か月以内（処分があつたことを知つた日の翌日から起算します。）に提起することができず。（なお、処分があつたことを知つた日から6か月以内であっても、処分の日から1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することはできません。）

① 審査請求があつた日から3か月を経過しても判決がないとき。

② 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

③ その他判決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

（記載要領）（略）

様式例第13号の14～17 （略）

様式例第13号の18

措置命令書

住所
氏名

殿

平成 年 月 日
番 号

市町村長 印

下記の農地は、現に耕作の目的に供されおらず、かつ、引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる（その農業上の利用の程度がその周辺の地域における農地の利用の程度に比し著しく劣っていると認められる）農地であり、周辺の地域における営農条件に著しい支障が生じているため（又は生じるおそれがあるため）、農地法第44条第1項の規定に基づき支障の除去等の措置を講ずることを命じます。

記

1～4 (略)

(留意事項)

1・2 (略)

(教示)

1 この処分について不服があるときは、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第4条の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、市町村長に審査請求書（同法第19条第2項各号に掲げる事項（審査請求人が、法人その他の団体若しくは財団である場合、総代を互選した場合又は代理人によって審査請求をする場合には、同条第4項に掲げる事項を含みます。）を記載しなければなりません。）を提出して審査請求をすることができません。

2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、市町村を被告として（訴訟において市町村を代表する者は市町村長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

下記の農地は、現に耕作の目的に供されおらず、かつ、引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる（その農業上の利用の程度がその周辺の地域における農地の利用の程度に比し著しく劣っていると認められる）農地であり、周辺の地域における営農条件に著しい支障が生じているため（又は生じるおそれがあるため）、農地法第44条第1項の規定に基づき支障の除去等の措置を講ずることを命じます。

記

1～4 (略)

(留意事項)

1・2 (略)

(新設)

(記載要領) (略)

(記載要領) (略)

様式例第14号の1

管理記録カード(国有農地等)

都道府県											口座名	
所在・地番	(年月日変更)											
台帳面積	m ²	(年月日変更)	m ²	(年月日変更)	m ²	(年月日変更)	m ²	(年月日変更)	m ²	(年月日変更)	m ²	(年月日変更)
管理態様	(年月日変更)											
貸付相手方氏名	(年月日変更)											
非農地認定	未済・済(年月日法令第37条第1項号該当)											
検査等年月日	検査者氏名	検査者役職	所見(該当に○印)		不適切な場合の内容	講じた措置の内容・折衝経緯等	その他特記事項					
			適切	不適切								

様式例第14号の1

管理記録カード(国有農地等)

都道府県											口座名	
所在・地番	(年月日変更)											
台帳面積	m ²	(年月日変更)	m ²	(年月日変更)	m ²	(年月日変更)	m ²	(年月日変更)	m ²	(年月日変更)	m ²	(年月日変更)
管理態様	(年月日変更)											
貸付相手方氏名	(年月日変更)											
非農地認定	未済・済(年月日法令第30条第1項号該当)											
検査等年月日	検査者氏名	検査者役職	所見(該当に○印)		不適切な場合の内容	講じた措置の内容・折衝経緯等	その他特記事項					
			適切	不適切								

地区画整理による換地、使用料改定、誤謬訂正等) を記入する。
4～6 (略)

様式例第14号の4

(表 紙)

		国 有 農 地 等 貸 付 簿		
		一 般 会 計 所 属		
		普 通 財 産		
		農 林 水 産 省		
		地 方 農 政 局 名		
(記載要領) (略)				〔 法第7条等農耕貸付け (含第28条農耕貸付け) (転用貸付け) 〕
(索引) (略)				
(総括) (略)				
(記載要領)				
1 「貸付区分」欄には、貸付区分に従い「法第7条等農耕貸付け」、「令第28条農耕貸付け」、「転用貸付け」又は「未貸付け」のいずれかを記入する。				
2 (略)				
3 貸付けの態様の変動の記入に当たっては、次の点に留意する。 ○○より区分変更…未貸付地を貸付けしたとき、貸付地を未貸付けにしたとき、法第7条等農耕貸付けを令第28条農耕貸付けにしたとき又は法第7条等農耕貸付け若しくは令第28条農耕貸付けを転用貸付けしたときに用いる。 ○○～区分変更…未貸付けが貸付けされたときに用いる(貸付地が未貸付け又は他の条項の貸付けになるときの減は、解除又は解約とし、備考欄に○○～区分変更と記入する。) 内容改定……従前の数量及び金額と、改定後の数量及び金額との差引増減額を記入し、備考欄に改定の原因(土地改良事業又は土地区画整理による換地、使用料改定、誤謬訂正等)を記入する。 4～6 (略)				

様式例第14号の5

(表 紙) (略)

	売 払 予 定 地	当 該 年 度 以 前 買 取 分	
		②	③
農 耕 又 は 採 草 放 牧 地	要 境 界 確 定 (境 界 不 明) 境 界 紛 争 等	当 該 年 度 買 取 分	
	要 耕 作 者 確 認 (無 断 耕 作)	④	⑤
買 取 取 消 検 討 中	買 取 取 消 検 討 中 (買 取 取 消 訴 訟 ・ 取 消 手 続 中 を 含 む)	⑥	
		⑦	⑧
要 所	在 地 確 認 他	⑨	
		小 計	
転 用 済	公 用	道 路 ・ 河 川 等	
	公 共 用	そ の 他	
転 用 借 受 手 続 中	公 用 ・ 公 共 用	以 外	
	借 受 手 続 中	⑩	
買 取 取 消 検 討 中	買 取 取 消 検 討 中 (買 取 取 消 訴 訟 ・ 取 消 手 続 中 を 含 む)	⑪	
		⑫	
そ の 他	小 計	⑬	
		⑭	
農 道 ・ 水 路 等	農 道 ・ 水 路 等	⑮	
		⑯	
災 害 甚 損 地 (令 3.0 条 1 項 2 号 該 当)	災 害 甚 損 地 (令 3.0 条 1 項 2 号 該 当)	⑰	
		⑱	
借 受 希 望 の な い も の	借 受 希 望 の な い も の	過 疎 (3 号 該 当)	
		⑲	
土 質 不 良 ・ 急 傾 斜 通 作 等 不 便 等	土 質 不 良 ・ 急 傾 斜 通 作 等 不 便 等	⑳	
		㉑	
所 在 不 明 (公 図 又 は 登 記 簿 が な い も の)	所 在 不 明 (公 図 又 は 登 記 簿 が な い も の)	㉒	
		㉓	
合 計	小 計		

(記載要領) (略)

様式例第14号の7

国有財産有償貸付契約書 (略)

別紙

貸付財産及び付帯施設等の内訳 (略)

(記載要領)

1 ~ 3 (略)

4 令第28条農耕貸付けの場合は、第4条第2項を削除し、同条第3項を第2項に改める。

	売 払 予 定 地	当 該 年 度 以 前 買 取 分	
		②	③
農 耕 又 は 採 草 放 牧 地	要 境 界 確 定 (境 界 不 明) 境 界 紛 争 等	当 該 年 度 買 取 分	
	要 耕 作 者 確 認 (無 断 耕 作)	④	⑤
買 取 取 消 検 討 中	買 取 取 消 検 討 中 (買 取 取 消 訴 訟 ・ 取 消 手 続 中 を 含 む)	⑥	
		⑦	
要 所	在 地 確 認 他	⑧	
		⑨	
転 用 済	公 用	道 路 ・ 河 川 等	
	公 共 用	そ の 他	
転 用 借 受 手 続 中	公 用 ・ 公 共 用	以 外	
	借 受 手 続 中	⑩	
買 取 取 消 検 討 中	買 取 取 消 検 討 中 (買 取 取 消 訴 訟 ・ 取 消 手 続 中 を 含 む)	⑪	
		⑫	
そ の 他	小 計	⑬	
		⑭	
農 道 ・ 水 路 等	農 道 ・ 水 路 等	⑮	
		⑯	
災 害 甚 損 地 (令 3.7 条 1 項 2 号 該 当)	災 害 甚 損 地 (令 3.7 条 1 項 2 号 該 当)	⑰	
		⑱	
借 受 希 望 の な い も の	借 受 希 望 の な い も の	過 疎 (3 号 該 当)	
		⑲	
土 質 不 良 ・ 急 傾 斜 通 作 等 不 便 等	土 質 不 良 ・ 急 傾 斜 通 作 等 不 便 等	⑳	
		㉑	
所 在 不 明 (公 図 又 は 登 記 簿 が な い も の)	所 在 不 明 (公 図 又 は 登 記 簿 が な い も の)	㉒	
		㉓	
合 計	小 計		

(記載要領) (略)

様式例第14号の7

国有財産有償貸付契約書 (略)

別紙

貸付財産及び付帯施設等の内訳 (略)

(記載要領)

1 ~ 3 (略)

4 令第35条農耕貸付けの場合は、第4条第2項を削除し、同条第3項を第2項に改める。

様式例第14号の8～13 (略)	様式例第14号の8～13 (略)
様式例第14号の14 地方農政局長 殿	様式例第14号の14 地方農政局長 殿
平成 年 月 日 住 氏 所 氏 名 印	平成 年 月 日 住 氏 所 氏 名 印
普通財産貸付申請書	普通財産貸付申請書
農地法施行令第28条第1項ただし書の規定により、下記のとおり普通財産の貸付けを受けたく、関係書類を添えて申請します。	農地法施行令第35条第1項ただし書の規定により、下記のとおり普通財産の貸付けを受けたく、関係書類を添えて申請します。
記 (略)	記 (略)
様式例第14号の15 地方農政局長 殿	様式例第14号の15 地方農政局長 殿
平成 年 月 日 住 氏 所 氏 名 印	平成 年 月 日 住 氏 所 氏 名 印
普通財産転用貸付申請書	普通財産転用貸付申請書
農地法施行令第28条第1項ただし書の規定により、下記のとおり普通財産の貸付けを受けたく、関係書類を添えて申請します。	農地法施行令第35条第1項ただし書の規定により、下記のとおり普通財産の貸付けを受けたく、関係書類を添えて申請します。
記 (略)	記 (略)
様式例第14号の16～第15号の8 (略)	様式例第14号の16～第15号の8 (略)
様式例第15号の9 売払簿 (年度) (略)	様式例第15号の9 売払簿 (年度) (略)
(記載要領) 1・2 (略)	(記載要領) 1・2 (略)
3 管理区分欄は、貸付条項を記入する。(法第7条等農耕貸付け＝7条継続、	3 管理区分欄は、貸付条項を記入する。(法第7条等農耕貸付け＝7条継続、

令第28条第1項農耕貸付け＝農耕、令第28条第1項ただし書転用貸付け＝転用、旧法9条等継続貸付け＝継続、旧令15条の2農耕貸付け＝15の2農耕、旧令15条の2転用貸付け＝15の2転用、未貸付＝未。）

4 認定年月日該当号数欄は、法47条の認定年月日及び旧令第30条第1項の認定号数（1～3のいずれか）又は旧法80条第1項の認定年月日及び旧令16条第1項の認定号数（1～7のいずれか）を記入する。

5～11 （略）

様式例第15号の10

売払報告書（ 年度）（略）

（記載要領）

1 様式各欄の略号は、次のとおりとする。

A、B欄の「特措法」＝廃止前の国有農地等の売払いに関する特別措置法

A、Bの種別の「旧」＝旧所有者、「承」＝旧所有者の一般承継人

C欄の「転用事業者」＝転用貸付相手方（公共団体等貸付省略売払い相手方を含む。）

Cの種別の「評」＝評価売払い、「簿」＝取得原価売払い

Dの種別「入」＝競争入札による売払い、「随」＝C以外の随意契約（隣地所有者、50万円以下のもの等）による売払い

Eの種別「逆」＝旧所管省庁への逆所管換（所屬替）、「引」＝財務省への引継、「他」＝逆所管換以外の所管換（所屬替）

2～5 （略）

様式例第15号の11・12 （略）

様式例第16号の1

非 農 業 利 用 地 調 査

整理番号	農業委員会名	
土地等の表示	所在・地番	
	種目・数量 (備考)	(実測面積 ㎡)
取得年月日・根拠	平成 年 月 日・買収 (条)	
非農業利用地	農地法施行令第30条第1項第 号	

令35条第1項農耕貸付け＝農耕、令35条第1項ただし書転用貸付け＝転用、旧法9条等継続貸付け＝継続、旧令15条の2農耕貸付け＝15の2農耕、旧令15条の2転用貸付け＝15の2転用、未貸付＝未。）

4 認定年月日該当号数欄は、法47条の認定年月日及び旧令第37条第1項の認定号数（1～3のいずれか）又は旧法80条第1項の認定年月日及び旧令16条第1項の認定号数（1～7のいずれか）を記入する。

5～11 （略）

様式例第15号の10

売払報告書（ 年度）（略）

（記載要領）

1 様式各欄の略号は、次のとおりとする。

A、B欄の「特措法」＝廃止前の国有農地等の売払いに関する特別措置法

A、Bの種別の「旧」＝旧所有者、「承」＝旧所有者の一般承継人

C欄の「転用事業者」＝転用貸付相手方（公共団体等貸付省略売払い相手方を含む。）

Cの種別の「評」＝評価売払い、「簿」＝取得原価売払い

Dの種別「入」＝競争入札による売払い、「随」＝C以外の随意契約（隣地所有者、50万円以下のもの等）による売払い

Eの種別「逆」＝旧所管省庁への逆所管換（所屬替）、「他」＝逆所管換以外の所管換（所屬替）

2～5 （略）

様式例第15号の11・12 （略）

様式例第16号の1

非 農 業 利 用 地 調 査

整理番号	農業委員会名	
土地等の表示	所在・地番	
	種目・数量 (備考)	(実測面積 ㎡)
取得年月日・根拠	平成 年 月 日・買収 (条)	
非農業利用地	農地法施行令第37条第1項第 号	

認定該当号	区域区分	都市計画法第7条による区分	・市街化区域 () (有・無)	・市街化調整区域 () (有・無)
現況	利用状況	貸付け 相手方住所・氏名(名称)	第 種農地 ()	条・平成 年 月 日・貸付書№
公共利用計画	有・無	事業主体	用途	
非農業利用地認定をすべき具体的理由				
添付資料	買収令書写し・土地登記簿謄本・関係図面 証明関係書類通・現況(カラー)写真 葉・その他 ()	枚		
調査年月日	現地調査	平成 年 月 日	調査作成	平成 年 月 日
備考	(農地法施行令第30条第2項の規定による意見・・・別紙のとおり)			

(記載要領)

- 1～6 (略)
- 7 「非農業利用地認定をすべき具体的理由」は、理由の発生年月日(例えば災害発生年月等)も記入し、特に農地法施行令第30条第1項第3号該当とすべき場合は詳細に記入する。
- 8・9 (略)
- 10 「備考」には、農地法施行令第30条第1項第3号に該当する場合には、同条第2項の意見書の添付の有無その他参考となる事項を記入する。

様式例第16号の2～29 (略)

様式例第16号の30

「報告洩」・「誤謬訂正」の理由書

所 属 会 計 名	分 類	種 類
-----------	-----	-----

認定該当号	区域区分	都市計画法第7条による区分	・市街化区域 () (有・無)	・市街化調整区域 () (有・無)
現況	利用状況	貸付け 相手方住所・氏名(名称)	第 種農地 ()	条・平成 年 月 日・貸付書№
公共利用計画	有・無	事業主体	用途	
非農業利用地認定をすべき具体的理由				
添付資料	買収令書写し・土地登記簿謄本・関係図面 証明関係書類通・現況(カラー)写真 葉・その他 ()	枚		
調査年月日	現地調査	平成 年 月 日	調査作成	平成 年 月 日
備考	(農地法施行令第37条第2項の規定による意見・・・別紙のとおり)			

(記載要領)

- 1～6 (略)
- 7 「非農業利用地認定をすべき具体的理由」は、理由の発生年月日(例えば災害発生年月等)も記入し、特に農地法施行令第37条第1項第3号該当とすべき場合は詳細に記入する。
- 8・9 (略)
- 10 「備考」には、農地法施行令第37条第1項第3号に該当する場合には、同条第2項の意見書の添付の有無その他参考となる事項を記入する。

様式例第16号の2～29 (略)

1	部 局 名	口 歴 名	所 在
2	国 有 財 産 部 局 長 の 官 職 氏 名	農 林 水 産 省 所 管 国 有 財 産 部 局 長	
3	国 有 財 産 台 帳 登 載 の た め の 増 減 事 由 用 語	増 減 事 由 用 語	増 又は 減
4	区 分 ・ 数 量 価 格	区 分	数 量
5	「 報 告 洩 」 又 は 「 誤 謬 訂 正 」 と な っ た 理 由	内 訳	価 格
6	今 後 、 こ れ ら の こ と が 起 ら な い よ う に す る た め の 対 策	() 報 告 洩 () 誤 謬 訂 正 () 報 告 洩 () () ()	
7	そ の 他 参 考 事 項	() 誤 謬 訂 正 () ()	

(記載要領)

- 1 同一区分で増減事由が数件生じた場合、項目3及び4については内訳欄に記載する。
- 2 本理由書のみでは十分に説明できない場合、参考書類を添付する。